最終更新日：2015年6月25日

株式会社　大分銀行
取締役頭取　姫野　昌治
問合せ先：総合企画部　TEL:097-534-1111
証券コード：8392

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

・経営環境の変化へのスピーディーな対応や収益機会拡大等の観点から、取締役会が迅速かつ的確な意思決定を行い、かつ監査役の経営への監査が有効に機能することが重要であり、常に経営効率を高めていく仕組みを構築していく方針です。
・そのなかで、平成26年6月に執行役員制度の見直しを行い、取締役が担う経営の意思決定機能および経営監督機能と、執行役員が担う業務執行機能について、それぞれの役割と責任を明確化し、更なるコーポレートガバナンスの強化に努めて参ります。
・当行の経営基盤である地域のお客様に安心してお取引いただけるよう、引き続き一層の健全性確保およびコンプライアンス（法令等遵守）の徹底に努めてまいります。また、適時適切なディスクローズを行うことにより、経営の透明性を確保し、企業価値の向上に取り組んでいます。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%以上20%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
明治安田生命保険相互会社	6,895,913	4.46
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	5,419,000	3.50
日本生命保険相互会社	5,107,927	3.30
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	3,679,000	2.38
株式会社三菱東京UFJ銀行	3,559,065	2.30
大分銀行行員持株会	3,531,959	2.28
CBNY DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO（常任代理人　シティバンク銀行株式会社）	3,340,000	2.16
損害保険ジャパン日本興亜株式会社	2,722,323	1.76
大同生命保険株式会社	2,634,150	1.70
株式会社佐伯建設	2,016,366	1.30

支配株主（親会社を除く）の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明 更新

当行は、自己株式を7,533,641株保有しておりますが、上記大株主から除いております。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部、福岡 既存市場
決算期	3 月
業種	銀行業
直前事業年度末における（連結）従業員数	1000人以上
直前事業年度における（連結）売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	9 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	2 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)									
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
下田　憲雄	学者											○
桑野　和泉	他の会社の出身者								○			○

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
下田　憲雄	○	国立大学法人大分大学 経済学部教授 ※なお、下田憲雄氏と当行の間には、個人ローン取引があります。	経済の専門家としての経験・見識を当行の経営に活かしていただけるものと判断し、就任いただいております。また、当行との利害関係もなく経営陣から独立した立場にあり一般株主と利益相反の生じるおそれがないことから独立役員に選任しております。
桑野　和泉	○	(株)玉の湯　代表取締役社長 (株)玉の湯産業　取締役 一般社団法人由布院温泉観光協会会長 九州旅客鉄道株式会社　社外取締役 ※なお、(株)玉の湯および(株)玉の湯産業、一般社団法人由布院温泉観光協会と当行の間には、貸出金等の取引があります。	観光振興や地域活性化への豊富な経験、幅広い識見を当行の経営に活かしていただけるものと判断し、就任いただいております。 また、本人が代表取締役を務める(株)玉の湯および取締役を務める(株)玉の湯産業、会長を務める一般社団法人由布院温泉観光協会と当行の間には、貸出金等の取引がありますが、経営陣から著しいコントロールを受け得る立場になく、親子会社、関連会社と同程度の影響を与え得る取引関係がある取引先ではないことが判断できることから、主要な取引先には該当しないため、独立役員に選任しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5 名
監査役の人数 更新	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

当行では、会計監査人として有限責任監査法人トーマツと監査契約を締結しております。
監査役は、会計監査人の営業店等往査の立会実施、定期会議を行うなど連携を図っております。
また監査役は、監査部の臨店監査時に常勤監査役の往査を実施するほか、監査部と毎月1回定例会議を実施し、内部監査状況の報告聴取および意見交換を行うなどの連携を図っております。
また半期に1回監査役、会計監査人、内部監査部門による三様監査連絡会を実施し、意見交換を行うなどの連携を図っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
小島　庸匡	公認会計士													○
薬師寺　十郎	他の会社の出身者													○

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
小島　庸匡	○	公認会計士 日本タングステン(株)社外監査役	公認会計士としての豊富な経験や見識から取締役会に有益な助言を頂くとともに、会計処理の適法性について、中立的な監査をして頂けるものと判断し社外監査役に選任しております。また、当行との利害関係もなく経営陣から独立した立場にあり、一般株主と利益相反の生じるおそれがないことから独立役員に選任しております。
薬師寺　十郎	○	前　公益財団法人大分県産業創造機構専務理事	これまでの長年にわたる地方行政等の経験や実績を高く評価し、利害関係のない見地から適切な指導および社外監査役としての職務を遂行して頂けるものと判断し、社外監査役に選任しております。また、当行との利害関係もなく経営陣から独立した立場にあり、一般株主と利益相反の生じる

			おそれがないことから独立役員に選任しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数 更新	4 名

その他独立役員に関する事項
―――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明
役員報酬制度見直しの一環として、役員退職慰労金制度を廃止し、株式報酬型ストック・オプション制度を導入しております。 平成26年6月より付与の対象者として執行役員を追加しております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、その他

該当項目に関する補足説明 更新
取締役(非常勤取締役を除く)および執行役員の業績向上および企業価値向上に資する貢献意欲を高めるとともに、株主重視の経営意識を一層高めることを目的としております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明
個別報酬の開示はしておりません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容
取締役(非常勤取締役を除く)に対する報酬等は、「確定金額報酬」、「役員賞与」及び「ストック・オプション報酬」で構成され、監査役及び非常勤取締役に対する報酬等は、「確定金額報酬」で構成されております。 「確定金額報酬」及び「役員賞与」については、株主総会で定められた報酬年額限度額の範囲内で、業績等を総合的に勘案し、取締役については取締役会に付議の上、監査役については監査役会にて協議の上、決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

常勤監査役は、その職務の遂行上知り得た情報を社外監査役と共有するよう努めております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

(1)企業統治の体制および業務執行に関する事項

(取締役会及び取締役)
・取締役会はすべての取締役で構成され、月2回の定例取締役会および必要に応じて臨時取締役会を開催し、経営に関する重要事項について的確かつ迅速な意思決定を行なっております。
・このほか、取締役会専決事項を除く業務執行に関する重要な事項について協議・決定する機関として、取締役会長、取締役頭取、取締役副頭取、専務取締役、常務取締役で構成される常務会を週1回開催しております。
・また、経営の意思決定機能および監督機能と業務執行機能を分離し、それぞれの役割と責任を明確化することによりコーポレートガバナンスの強化を図る目的で、執行役員制度を導入しております。
(監査役会及び監査役)
・監査役会はすべての監査役で構成され、監査役会は月2回定期開催されております。
・また監査役は、取締役会、常務会、その他重要な会議へ出席するほか、代表取締役と定期的に会合を持ち、当行が対処すべき課題、監査役監査の整備状況、監査上の重要課題について意見交換を実施しております。併せて必要と判断される要請を行うなど、適正な経営の監視を行っております。
(専門委員会)
・経営における重要なテーマについては、テーマ毎に各種専門委員会を設置し、委員会での検討状況や結果を取締役会等に報告する

制度としております。
・具体的には、全行的な統合リスクに関する協議およびリスクを踏まえた収益極大化の討議の場としてALM・統合的リスク管理委員会（主管部：リスク統括部）を毎月1回開催しております。
・また、コンプライアンスに関する重要事項の協議の場としてコンプライアンス委員会（主管部：リスク統括部）を3ヶ月に1回開催し、さらにお客さまへの説明態勢やサポート態勢整備などの協議の場としてお客さま満足度向上委員会（主管部：営業戦略部）を3ヶ月に1回開催しております。
・なお、3つの委員会は代表取締役を委員長とし、監査役も出席しています。

（2）内部監査、監査役監査および会計監査に関する事項
（内部監査）
・監査部が実施する内部監査は、「部門別監査」及び「テーマ監査」で構成され、監査結果は監査報告書により代表取締役および取締役会に報告されております。

（監査役監査）
・監査役監査は、監査役会規程および監査役監査基準に基づき、内部監査部門および会計監査人と連携し、経営全般にわたる監査を実施しております。

（会計監査）
・会計監査人として有限責任監査法人トーマツと監査契約を締結し、会計監査を受けております。

（3）指名・報酬決定に関する事項
・取締役候補者については、経歴、経営手腕、懲罰、人物等を鑑み、会社法に基づき厳格な審査のうえ、取締役会において決定しております。
・監査役候補者については、経歴、業務執行部署からの独立性、懲罰、人物等を鑑み、監査役会での協議のうえ、取締役会において決定しております。
・取締役（社外取締役を除く）に対する報酬等は、「確定金額報酬」、「役員賞与」及び「ストック・オプション報酬」で構成され、監査役及び社外取締役に対する報酬等は、「確定金額報酬」で構成されております。
・「確定金額報酬」及び「役員賞与」については、株主総会で定められた報酬年額限度額の範囲内で、業績等を総合的に勘案し、取締役については取締役会に付議の上、監査役については監査役会にて協議の上、決定しております。

3．現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当行では、取締役が経営の意思決定機能および監督機能を担い、執行役員が業務執行機能を担い、それぞれの役割と責任を明確化することにより、経営の迅速化と効率化を図り、またその経営に対する監督・監督機能を常勤監査役、社外監査役が担うことがコーポレート・ガバナンスを強化するうえで適切であると判断しており、現在の監査役制度を採用しています。なお、取締役9名のうち2名が社外取締役、監査役4名のうち2名が社外監査役であり、経営監督機能の客観性および中立性は十分確保できているものと考えております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	集中日を回避するよう設定しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	平成27年5月27日（水）に野村コンファレンスプラザにおいて第12回会社説明会を開催いたしました。	あり
IR資料のホームページ掲載	会社説明会資料のほか、決算短信、ディスクロージャー誌、中期経営企画、ANNUAL REPORT等を掲載しております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	総合企画部広報グループ	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当行ではCSRを「銀行業務を通じて地域経済の発展・活性化に貢献するとともに、良き企業市民として社会や環境が抱える課題の解決に向けた幅広い企業活動を行い、お客さま・地域社会・従業員・株主・投資家等のすべてのステークホルダーから最高の信頼を得ること」と定義し、CSRの基本方針、CSRメッセージ、CSRの基本方針を定めております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	1. 環境面へのCSR活動の一環として、「クールビズ・ウォーム ビズの実施」「企業参画の森林づくり協定締結」等を実施しております。 2. 地域の活性化に向けては、平成26年4月に本部組織改革として、観光支援等を行う「地域支援室」を立ち上げました。また、大分県内の4つの自治体（臼杵市、佐伯市、竹田市、津久見市）との地域創造連携協力協定を締結し、地域資源を活かした地域の課題解決、産業の構築、定住促進、交流人口の増強に、協働して取組んでいます。また締結先以外の自治体からの要請にもしっかりお応えし、各自治体と連携して地域活性化に向けた様々な取組みを実践しております。 他には、平成27年4月に当行のブランドスローガン「感動を、シェアしたい。」を実現するフラッグシップビル「大分銀行　宗麟館」をオープンしました。「大分銀行　宗麟館」では、全てのお客さまのご相談にお応えするワンストップチャネルの機能性を発揮すると共に、事業者さまのビジネス支援活動を中心として、県都大分市中心部の賑わい創出や大分県各地域の情報発信等にも取組んでおります。 3. 文化・スポーツに対する貢献活動としては、「大分銀行ドーム」のネーミングライツを継続するとともに「大分銀行ウェンズデーコンサート」「だいぎんサッカー大会」「だいぎん野球教室」の開催に加え「べつだいウォークへの特別協賛」「別府アルゲリッチ音楽祭への特別協賛」等を実施しております。
その他	当行では、外部の知見・経験を銀行経営に取り入れるため、社外取締役2名（男性1名・女性1名）を招聘しております。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

株式会社大分銀行では、「倫理宣言」及び会社法に基づいて、取締役会は、職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他当行の業務並びに当行及び子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するための基本方針を以下の通り定め、当行の経営理念の実現を図っていくことといたします。

(1)取締役、執行役員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- ・取締役、執行役員が法令、定款及び当行の経営理念を遵守した行動をとるための行動規範として役員コンプライアンスマニュアルを定める。
- ・取締役、執行役員は、行外で実施されるコンプライアンスに関する各種研修等へ出席し、取締役、執行役員として、求められるコンプライアンスへの認識を新たにすることに努めるものとする。

(2)取締役、執行役員の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- ・取締役、執行役員の職務の執行に係る情報については、文書管理規程及びそれに関する各規程等に従い適切な保存及び管理を行う。その他、必要に応じて、各規程等の見直しを行うものとする。

(3)損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- ・ 統合的リスク管理態勢を整備・確立するため、統合的リスク管理方針を定め、リスク管理の統括部署をリスク統括部とする。
- ・ALM・統合的リスク管理委員会を設置し、リスクカテゴリー毎の各リスク管理部署による管理を通じて統合的なリスク管理を行う。

(4)取締役、執行役員の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ・執行役員制度を導入し、取締役が経営の意思決定機能および監督機能、執行役員が業務執行機能を担い、それぞれの役割と責任を明確にする。
- ・経営計画の遂行にあたっては、経営理念を基軸に中期経営計画及び半年毎策定される業務方針に基づき各担当部署において目標達成のために活動する。その他、経営目標の進捗状況について、定期的に検証を行う。
- ・取締役全員で構成する取締役会は、原則として月2回開催し、経営の執行方針、法令で定められた事項やその他経営に関する重要事項を決定し、業務執行状況を監督する。
- ・常務取締役以上の役員によって構成する常務会は、原則として毎週開催し、業務執行に関する個別経営課題を協議決定する。

(5)使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- ・経営理念を制定し企業活動の基本理念を明確にするとともに、法令等遵守方針を定め法令等遵守規程及びコンプライアンスマニュアルに基づき、使用人全員が法令及び定款を遵守する体制を構築する。
- ・リスク統括部でコンプライアンスプログラムを策定し、リスク統括部及び関連部署で、これに沿った行員教育を実施する。その他、監査部は各部署のコンプライアンス態勢の監査を実施する。
- ・リスク統括部を窓口とするホットライン（内部通報制度）を設け、全使用人が法令及び定款等に違反する行為を発見した場合の通報体制を構築する。

(6)当行及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ・子会社の運営に関する基本的な事項について定めるとともに当行と子会社の連携強化を図り、大分銀行グループ全体として健全経営のもと発展していくことを目的として大分銀行グループ会社運営規程を制定する。
- ・当行及び子会社は、会計基準その他財務報告に関する諸法令を遵守し、財務報告の適切性を確保するための内部統制の態勢を整備する。
- ・子会社において、大分銀行グループ会社運営規程で定める子会社から当行への協議・報告事項等が発生した場合には、適宜所管部へ報告を行う。所管部は必要に応じ、子会社の統括部署である総合企画部及び取締役・監査役等へ報告を行う。
- ・当行は、グループ全体のリスクを網羅的・統括的に管理するため、大分銀行グループ会社運営規程において、銀行のリスクカテゴリー毎の所管部署が子会社におけるリスクを適切に管理することを定める。
- ・当行は、中期経営計画を策定するにあたり、子会社に対し、当行の方針に沿った中期経営計画の策定を指示する。また、当該中期経営計画を具体化するため、子会社に対し、毎事業期ごとの業務方針及び予算計画等の策定を指示する。
- ・当行は、子会社に対し、コンプライアンス・マニュアル及びコンプライアンス・プログラムの策定を指示する。
- ・監査部は、内部監査規程、大分銀行グループ運営規程及び当行と子会社との監査委託契約に基づき、業務監査及び自己査定監査を実施する。

(7)監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項監査役の職務を補助すべき部署として監査役室を設置し、専任の補助使用人を1名以上配置する。

(8)監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- ・監査役の職務を補助すべき使用人は、監査役会及び監査役の指揮命令下で職務を遂行し、補助使用人の人事異動、人事考課、懲戒処分に関しては、監査役会の同意を得るものとする。
- ・監査役の職務を補助すべき使用人は、他部署の使用人を兼務せず、個別職務権限で規定する監査役室の分掌事項に基づき職務を遂行する。

(9)取締役、執行役員及び使用人が監査役へ報告するための体制
- ・当行の取締役、執行役員及び使用人は、報告すべき事項を監査役会と協議して定めた上、その協議結果に基づいて報告を行う。
  主たる報告事項は次の通りとする。
  - ・業務の遂行状況及び財務の状況
  - ・内部監査部門が実施した内部監査の結果
- ・リスク及びリスク管理の状況
- ・法令等遵守に関する状況
  - ・ホットライン通報の内容
- ・子会社の役員及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当行の監査役に報告するための体制
  - ・子会社の役員及び使用人は、当行監査役から業務執行に関する事項について報告を求められた場合には、速やかに適切な報告を行う。
  - ・子会社の役員及び使用人は、法令等違反行為、当行又は当行の子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を知った場合には、直ちに当該子会社の内部管理部署へ報告を行うか、ホットラインに通報する。
- ・上記により報告を受けた場合、当該部署の責任者は、当行監査役に速やかに報告する。

(10)監査役に報告した者が報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- ・当行は、(9)記載の当行監査役への報告を行ったすべての者について、報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当行及び子会社に周知徹底する。

(11)監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- ・監査役がその職務の執行について、当行に対し、会社法388条に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において審議の上、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。
- ・当行は、監査役の職務の執行について生ずる費用等を支弁するため、毎期一定の予算を設ける。

(12)その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ・代表取締役及び取締役は、監査役監査の重要性と有用性について認識し、監査役監査が実効的に実施できる体制を確保する。その他、代表取締役は、監査役と監査役監査の環境整備について定期的に意見交換するものとする。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況 更新

(1)反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当行の企業倫理において、「大分銀行は社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは毅然として対決する。」と定めており、反社会的勢力との関係遮断を基本方針としております。

(2)反社会的勢力排除に向けた整備状況

当行の企業倫理に基づき、「反社会的勢力管理対応マニュアル」を定めており、以下の管理体制を整備しております。

・反社会的勢力に関する主たる統括部署をリスク統括部とし、反社会的勢力への対応について必要に応じて警察等関係行政機関、弁護士等と連携を取りつつ、関係部門間の横断的協力体制など適切な対応に向けた指導を行う。

・営業戦略部お客さまサービス室は、反社会的勢力との取引を防止するための事前審査を行う体制整備として、反社会的勢力に関する情報収集、分析及び一元的管理を行う。

・各業務所管部は、業務に関連した反社会的勢力に関する情報を把握し、営業戦略部お客さまサービス室及びリスク統括部への報告・連絡等の連携を図る。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

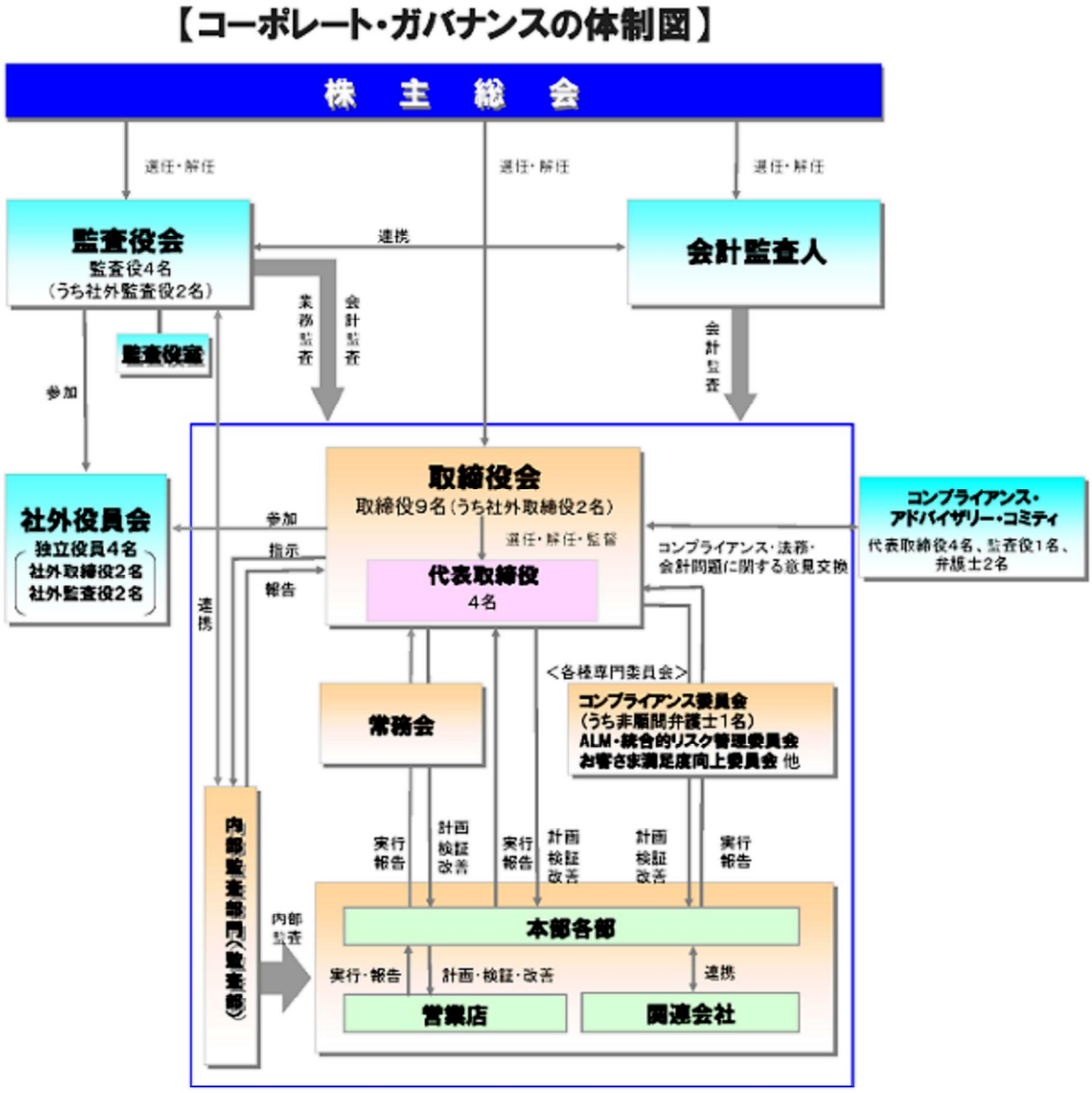
買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―――

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

当行におけるコーポレート・ガバナンス体制及び適時開示体制については、別紙体制図の通りでございます。



【適時開示に係る社内体制図】

株式会社　大分銀行

